

# 闘争情報 (Vol. 2)

ウオロク労働組合

発行者：小舟戸伸也（組合書記長）

土屋美穂（教育宣伝部長）

## ～会社側から一次回答あり～

3月8日（火）19:00 から榊ウオロクホールディングス本社にて、第40期第14回労使協議会が執行部20名（うちリモート12名）、会社側3名の出席で開催され、賃上げ・一時金を含む総合労働条件改善の要求について、会社側から回答があった。

賃上げについて、正社員組合員、定時社員組合員・パートナー社員組合員に対し、手当を含む有額回答があったものの、付帯要求も含め下記のとおり要求内容とは程遠いものであった。

会社側は、今期の経常利益見込みは、予算ならびに昨年実績をあともう少しで達成できる段階まできており、皆さまの更なる頑張りに期待していると述べた。今後三週間の業績が大変重要であり、最後までやり抜くことを労使で確認した。

来期について、生鮮デリカセンターの稼働に伴い多くの投資を行うが、これから会社の更なる発展のために必要なものであり、センターが稼働してから軌道に乗せるまでに大変重要な年になることと、ウクライナ情勢による物価の上昇や電気代の値上げなど経費があがる要素がたくさんあるが、皆さまとともに力を合わせてこの困難を乗り越えていきたいと述べた。

### 《会社側回答内容》 ※赤字は改善箇所

#### 1. 正社員組合員の賃金改定に関する要求

- 1) 賃上げ ⇒ 定期昇給 4,272 円(1.60%) + ベースアップ 500 円(1.88%)
- 2) 55 歳以上の定期昇給 ⇒ 従来通り対応
- 3) 初任給の見直し ⇒ 現状維持
- 4) 18 歳以上の最低賃金 ⇒ 現行通りとし、協定化は行わない
- 5) 職務手当見直し ⇒ 主任職：月額 1,000 円増額  
チーフバイヤー：月額 10,000 円増額
- 6) その他 ⇒ 要求項目にはないが、家族手当の見直し(子ども手当の拡充、配偶者手当見直し)  
要件を満たす組合員に対し、子ども一人あたり月額 1,000 円増額  
配偶者手当の見直し(月額 3,000 円減額)

#### 2. 定時社員組合員・パートナー組合員の賃金改定に関する要求

- 1) 賃上げ ⇒ 職能等級、技術評価に基づく評価の実施 + 10 円/時間(1.14%)
- 2) P3 級から P1 級の基本時給 ⇒ 現行通り対応
- 3) 職務加算給見直し ⇒ 現行通り対応
- 4) 時間給における最低賃金 ⇒ 協定化は行わない

#### 3. 正社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

⇒ 年間 4.00 ヶ月（夏季 1.85 ヶ月、冬季 2.15 ヶ月）

#### 4. 定時社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

- ⇒ 年間 1.00 ヶ月（夏季 0.50 ヶ月，冬季 0.50 ヶ月）
5. パートナー組合員の一時金（夏・冬）に関する要求
- ⇒ 年間 0.80 ヶ月（夏季 0.40 ヶ月，冬季 0.40 ヶ月）
6. 定年延長と定年延長に伴う労働条件に関する要求
- ⇒ 定年延長せず，現行通り希望者全員を再雇用する  
ただし定年延長の在り方について，現在も検討中であるが引き続き検討を行い，組合側と協議する
7. 仕事と生活の両立支援に関する要求
- 1) 父親の育児休業 ⇒ 対象者に対しガイドブックを配付し，制度の周知と安心して取得できる環境を整える
- 2) 妊産婦へのつわり休暇新設 ⇒ 就業規則通り，年次有給休暇で対応
- 3) 育児休業の期間 ⇒ 現行通り対応
- 4) 厚生労働省の認定（次世代認定マーク「くるみん」）取得のための職場環境整備  
⇒ 取得に向け，現在準備を進めている
- 5) 子 1 人につき 10 日の看護休暇を付与する制度の整備・改善 ⇒ 現行通り対応
- 6) 要介護対象家族 1 人につき 10 日の看護休暇を付与する制度の整備・改善 ⇒ 現行通り対応
8. 職場のハラスメント対策に関する要求
- 1) ～4) 周知・啓発活動，環境整備，相談窓口  
⇒ ハラスメント防止規程の周知と知識向上のための研修を行い，互いに尊重できる風土づくりを行う
- 5) 悪質クレーム対策 ⇒ 対応マニュアルの周知を引き続き行う
9. 長時間労働克服に向けた取り組み
- 1) 年間総実労働時間短縮に向けた労使協働の取り組み  
⇒ 36 協定遵守のために労使でチェックを行う  
長時間労働が改善されない場合の賃金割増は行わない
- 2) 特別条項付き 36 協定見直し  
⇒ 36 協定違反者を 0 にすることが最優先にするため，今回は見直しを行わない
10. 未申請残業撲滅に関する取り組み
- 1) 現状把握と対策 ⇒ 定期的に労使協議会の場において協議する
- 2) 静脈認証・顔認証システム導入後の動向 ⇒ 入退店時刻・打刻の差異をチェックし指導する
11. 所定労働時間短縮
- 1) 正社員の年間休日 ⇒ 現行通り
- 2) 勤務間インターバル規制 10 時間への引上げ  
⇒ 9 時間違反者を 0 にすることを最優先にするため，今回は見直しを行わない  
違反に対する割増は行わない
12. 休日休暇制度の充実と取得に関する要求
- 1) 年次有給休暇の取得促進制度の構築 ⇒ 連休取得できる様，応援体制をとれるよう検討する
- 2) 年次有給休暇付与日数の見直し ⇒ 見直しを行わない
- 3) 失効積立有給休暇制度の構築 ⇒ 今後，検討を進める
13. 女性活躍定着に向けた取り組みに関する要求
- ⇒ 厚生労働省のホームページに掲載してある。今後，社内にも周知し課題を労使で共有する
14. 安全で健康な職場づくりに関する要求
- ⇒ 長時間労働・安全衛生対策のための中央安全衛生委員会を設置し，開催は年 2 回とする

15. 労災付加給付改定に関する要求  
⇒ 現行通り対応
16. 労働協約改定に関する要求  
⇒ 取締役会の承認を経たうえで協約改定を進める  
組合員の範囲拡大について、組合の考えに沿った形で進めることに問題はない

これに対し組合側は会社側の回答を持ち帰り、3月15日(火)開催の第40期第2回中央委員会で協議し、再度3月18日(金)に回答するとした。

詳細につきましては、組合ニュースでお知らせします。

3月15日(火)19:00より、新潟ユニゾンプラザ(リモート併用開催)にて【第40期】第2回中央委員会を開催します。

1～16の項目について、各支部の意見を集約し、持ち寄ってください。皆さまの声が力となります。宜しくお願いいたします！

《今後の闘争スケジュール》

日時	会議名	場所
3月15日(火)19:00～	【第40期】第2回中央委員会	新潟ユニゾンプラザ・リモート
3月18日(金)19:00～	第15回労使協議会・⑬執行委員会	ウオロクホールディングス本社
3月28日(月)19:00～	第16回労使協議会・⑭執行委員会	ウオロクホールディングス本社

ご支援、ご協力をお願いします！

＜ウオロク労働組合メールアドレス および 連絡先 ホームページ＞

[uoroku-u@royal.ocn.ne.jp](mailto:uoroku-u@royal.ocn.ne.jp) 025-247-8357

<http://www.uorokuunion.com/> ID: member pass: uo69



労働組合に対するご意見、ご質問等、電話でもメールでも受け付けております。お待ちしております！